大学院

2025 年 4 月 1 日現在

研究科	専攻	課程	修業年限	学位の種類（専攻分野の名称）
法学研究科	公法学専攻	博士後期課程	３年	博士（法学、学術）
	私法学専攻	博士後期課程	３年	博士（法学、学術）
経済学研究科	経済学専攻	修士課程	２年	修士（経済学、学術）
		博士後期課程	３年	博士（経済学、学術）
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	２年	修士（経営学、学術）
		博士後期課程	３年	博士（経営学、学術）
中国研究科	中国研究専攻	修士課程	２年	修士（中国研究、学術）
		博士後期課程	３年	博士（中国研究、学術）
文学研究科	日本文化専攻	修士課程	２年	修士（日本文化、学術）
		博士後期課程	３年	博士（日本文化、学術）
	地域社会システム専攻	修士課程	２年	修士（地域社会システム、学術）
		博士後期課程	３年	博士（地域社会システム、学術）
	欧米文化専攻	修士課程	２年	修士（欧米文化、学術）
		博士後期課程	３年	博士（欧米文化、学術）
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻	修士課程	２年	修士（国際コミュニケーション、学術）

課程の修了要件　大学院学則より抜粋

（１）修士課程

第29条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2　前項の認定には、その研究に必要な1外国語の審査に合格することを条件とする。ただし、文学研究科社会人入学試験で入学した者については、この条件を省略するか、他の方法をもって替えることができる。

3　第25条の3により、本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(入学資格を有する年度に修得したものに限る。)を本大学院において修得したとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間、在学期間を短縮することができる。ただし、少なくとも1年以上在学するものとする。

（２）博士後期課程

第30条 博士課程の修了の要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、40単位(中国研究科にあっては44単位)以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2　標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは、「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3　第1項及び前項の規定にかかわらず、第38条第2項第7号の規定により博士後期課程に入学した者、学校教育法施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、博士課程に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

4　前各項の認定には、その研究に必要な1外国語の審査に合格することを条件とする。ただし、法学研究科においては、指導教授の判断により2外国語について試問する場合があり、日本文化専攻を除く文学研究科の論文博士においては、2外国語について試問を行うものとする。

※上記は、2024年度入学生の関係諸規定より作成しており、2023年度以前の入学生は、なお従前の例によります。